

告 示

埼玉県告示第千九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・二・八十一号 三橋中央通線

三 事業施行期間

令和四年十月十八日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目、三橋四丁目及び西区大字水判土地内

ロ 使用の部分

埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目、三橋四丁目及び西区大字水判土地内